

新	旧	備考
<p>貿易保険の保険料率等に関する規程</p> <p>平成29年4月1日 17 - 制度 - 00070 沿革 (略) <u>令和4年3月30日 一部改正</u></p> <p>株式会社日本貿易保険（以下「日本貿易保険」という。）における貿易保険の保険料率等を次のとおり定める。</p>	<p>貿易保険の保険料率等に関する規程</p> <p>平成29年4月1日 17 - 制度 - 00070 沿革 (略)</p> <p>株式会社日本貿易保険（以下「日本貿易保険」という。）における貿易保険の保険料率等を次のとおり定める。</p>	
<p>I (略)</p>	<p>I (略)</p>	
<p>II 保険料率</p> <p>[1] ~ [8] (略)</p> <p>[9] 海外投資（株式等）保険約款（以下「株式約款」という。）又は海外投資（不動産等）保険約款（以下「不動産約款」という。）に係る保険料率</p> <p>1 ~ 2 (略)</p> <p>3 月割計算は、次のとおりとする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 株式約款に基づき締結される保険契約において、増資に係る投資額について保険金額を増額する場合の、当該投資額に係る保険金額の増額が承認された日又は当該増資が行われた日のいずれか遅い日（以下「承認日等」という。）を含む保険年度における保険料率は、上記1の基本保険料率に承認日等の属する月から当該保険年度末の月までの月数を12で除して得た数値（小数点以下第3位を四捨五入し、第2位までを有効とする。）を乗じて得た率とする。</p> <p>(3) 株式約款第34条第2項の規定に基づく請求を行う場合であって統合先証券（海外投資保険運用規程（平成29年4月1日 17 - 制度 - 00052。以下 [9] において「運用規程」という。）に規定するものをいう。<u>以下同じ。</u>）の保険年度の開始月と被統合証券（運用規程に規定するものをいう。以下同じ。）の保険年度の開始月が異なる場合、<u>統合日（運用規程に規定するものをいう。）を含む証券統合後の保険</u></p>	<p>II 保険料率</p> <p>[1] ~ [8] (略)</p> <p>[9] 海外投資（株式等）保険約款（以下「株式約款」という。）又は海外投資（不動産等）保険約款（以下「不動産約款」という。）に係る保険料率</p> <p>1 ~ 2 (略)</p> <p>3 月割計算は、次のとおりとする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 株式約款に基づき締結される保険契約において、増資に伴う送金額について保険金額を増額する場合の、当該送金額に係る保険金額の増額が承認された日又は当該送金日のいずれか遅い日（以下「承認日等」という。）を含む保険年度における保険料率は、上記1の基本保険料率に承認日等の属する月から当該保険年度末の月までの月数を12で除して得た数値（小数点以下第3位を四捨五入し、第2位までを有効とする。）を乗じて得た率とする。</p> <p>(3) 株式約款第34条第2項の規定に基づく請求を行う場合であって統合先証券（海外投資保険運用規程（平成29年4月1日 17 - 制度 - 00052。以下 [9] において「運用規程」という。）<u>第15条第1項に規定するものをいう。</u>）の保険年度の開始月と被統合証券（<u>運用規程第15条第1項に規定するものをいう。以下同じ。</u>）の保険年度の開始月が異なる<u>ときの、被統合証券の保険金額に係る、証券統合を行う日（以</u></p>	

新	旧	備考
<p>年度（<u>統合先証券の保険年度をいい、以下「統合保険年度」という。</u>）における<u>被統合証券の保険金額に係る保険料率は、上記1の基本保険料率に、統合保険年度においてまだ保険料を徴収していない月数を12で除して得た数値（小数点以下第3位を四捨五入し、第2位までを有効とする。）</u>を乗じて得た率とする。</p> <p>4～5 （略） [10] （略）</p>	<p><u>下「統合日」という。）を含む証券統合後の保険年度（以下「統合保険年度」という。）の保険料率は、上記1の基本保険料率に、<u>統合日から統合保険年度の末月までの月数を12で除して得た数値（小数点以下第3位を四捨五入し、第2位までを有効とする。）</u>を乗じて得た率とする。</u></p> <p>4～5 （略） [10] （略）</p>	
<p>Ⅲ （略）</p> <p><u>附 則</u> <u>この改正は、令和4年4月11日から実施する。</u></p>	<p>Ⅲ （略）</p>	
<p>別表第1～別表第6 （略）</p>	<p>別表第1～別表第6 （略）</p>	